

平成19年度実績評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 統計局、政策統括官、統計研修所

評 価 年 月 平成19年6月

1 政策等

政策 25

**社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供
（政策の基本目標）**

社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供を図る。

2 政策実施の背景・必要性等

（1）政策実施の背景・必要性

我が国は、各行政機関がそれぞれ統計調査を実施する分散型の統計機構となっており、各行政機関の統計調査の実施に対して適切な調整を行わないとすれば、統計調査の重複等による国民の負担が増大し、統計の体系的整備がなされないおそれがある。このため、統計に関する政府横断的な調整を行うことが必要であり、総務省は、その役割を担う機関として、統計法等に基づき、各行政機関が行う統計調査の計画に関する事前の審査・調整のほか、統計制度の企画・立案、統計調査の効果的・効率的な実施体制の確保、統計に関する普及・広報活動、統計に関する国際協力等を実施し、これらにより、統計調査の重複排除等を行いつつ、統計の体系的整備を図っている。

また、府省横断的な統計調査を実施する機関として、国勢調査、労働力調査、家計調査、消費者物価指数などの国勢の基本に関する統計の作成・提供を行っている。

これらは、行政施策の企画・立案・評価、国民や事業所・企業などの合理的な意思決定や真理の探求を助け、国民生活の向上や社会経済の発展に必要不可欠である。

（2）主な施策の概要

ア 統計行政の基本的事項の企画・立案、社会・経済の実態に対応した統計が作成されるための調整

統計行政に係る基本的事項の企画・立案、統計調査に係る的確な審査・調整などを行うことで、統計調査の重複排除等を行いつつ、統計の体系的整備を推進。

イ 統計調査の円滑な実施のための実施体制の確保及び国民の協力の確保

地方における統計組織の確保並びに統計調査に携わる地方公共団体の職員及び統計調査員の資質向上による調査実施体制の確保、統計に関する普及・広報活動の的確な実施による調査環境の整備等を実施。

ウ 統計データの利用の促進

社会の情報基盤としての統計の多様な利用に資するため、公表・提供形態の多様化・早期化、統計データの二次的利用等を推進。

エ 統計に関する国際協力の推進

我が国の統計の体系的整備等の観点から、国際比較可能なデータの提供、統計関係国際会議での積極的な貢献、各種国際統計事業への参加・協力等を実施。

オ 国勢の基本に関する統計の作成

社会経済情勢の変化に対応した調査事項、集計内容の見直し等により統計の精度向上、調査対象の負担軽減を推進。

カ 統計情報の的確な提供

統計ユーザーの利便向上に対応する統計情報の的確な提供を実施。

(3) 関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006	平成 18 年 7 月 7 日 閣議決定	<p>（サービス統計の拡充） サービス産業全体の生産・雇用等の状況を月次ベースで概括的に把握できる統計を 2008 年度に創設するなど、サービス統計の抜本的拡充を図る。</p> <p>（統計制度改革） 統計整備の「司令塔」機能の中核を成す組織を内閣府に置くこととし、同組織は、基本計画の調査審議や内閣総理大臣等への建議等を行う統計委員会（仮称）として設置する方向で検討する。統計法制度を抜本的に改革するための法律案を次期通常国会に提出するとともに、「基本方針 2005」に基づく統計整備を進める。あわせて、統計の構造改革の推進や市場化テストの導入・民間開放等により、既存の統計部門のスリム化を推進する。</p>
規制改革・民間開放推進三か年計画（再改定）	平成 18 年 3 月 31 日 閣議決定	<p>総務省は、他府省所管の指定統計調査等に係る市場化テスト・民間開放を促すため、ガイドラインの改定等所要の措置を速やかに講ずる。</p> <p>指定統計調査について、平成 19 年度までに（平成 19 年度に指定統計調査が実施されないものについては、平成 19 年度以降で調査時期が到来次第順次）市場化テスト・民間開放を実施するため、規制改革・民間開放推進会議との連携の下、遅くとも平成 18 年度前半までに、そのための計画を策定する。</p>
公共サービス改革基本方針（改定）	平成 18 年 12 月 22 日 閣議決定	<p>科学技術研究調査を除く総務省所管のすべての指定統計調査について、統計の信頼性等を確保しつつ民間開放を推進することとし、監理委員会と連携して行っている検討状況を踏まえ、地方公共団体における民間開放に係る入札の実施を平成 19 年度から（同年度に実施されない指定統計調査については調査時期が到来次第順次）可能とするために必要な措置を講じる。</p> <p>統計調査の民間開放のための法的措置を平成 19 年通常国会において講じる等、実施のために必要な措置を講じる。</p> <p>総務省における統計調査の民間開放の検討状況を踏まえ、総務省は、関係府省と連携して、統計調査の民間開放を促すためのガイドラインの改定を平成 19 年 5 月末までに措置する。</p>

3 政策評価の結果等

(1) 主な指標の状況

主な指標		目標値	目標年度	18年度		
統計法制度の見直しの検討状況		-	19年度	別紙1参照		
指定統計調査及び承認統計調査の審査による主な改善事例(負担軽減の観点からの改善事例を含む)		-	-	別紙2参照		
「事業所・企業データベース」を利用して重複是正が図られた調査数		20 調査(程度)	18年度	16年度 14 調査	17年度 10 調査	18年度 23 調査
地方公共団体の職員、登録統計調査員を対象にした研修の受講後のアンケートに基づく受講者の満足度	地方業務研修(中央研修)	100%	18年度	98.5% (98.5%)	91.8% (98.2%)	89.4% (98.3%)
	登録調査員中央研修	80%	18年度	74.8% (90.5%)	66.4% (89.5%)	86.2% (97.2%)
	登録調査員地域ブロック別研修	80%	18年度	73.7% (99.4%)	72.9% (100%)	88.9% (100%)
<p>「受講者の満足度」とは、「非常に参考になった」又は「参考になった」との回答の割合 ()内は、無回答だった者を除いて算出した割合。</p>						
統計調査員任命数に占める登録調査員の割合		80%	18年度	78.4%	81.3%	集計中
統計調査員任命数、登録調査員数のいずれものべ数で計算。						
統計データ・グラフフェアの入場者を対象にしたアンケートにおける「今後統計調査に協力する」旨の回答をした者の割合		80%	18年度	79.4% (89.5%)	-	79.9% (85.7%)
<p>()内は、無回答だった者を除いて算出した割合。 平成17年度はアンケートの設問が異なっており、「今後統計調査に協力する」旨の回答をした者の割合は把握していない。</p>						
国際会議等への参画状況及び成果		-	-	18年度		
				別紙3参照		

主な指標	目標値	目標年度	18年度		
統計調査等の実施状況	11件	18年度	毎月実施7件 ・労働力調査 ・家計調査 ・小売物価統計調査 ・家計消費状況調査 ・住民基本台帳人口移動報告 ・人口推計 ・消費者物価指数（CPI） ----- 四半期に1回実施1件 ・個人企業経済調査 ----- 年1回実施1件 ・科学技術研究調査 ----- 5年に1回実施2件 ・平成18年事業所・企業統計調査 ・平成18年社会生活基本調査		
統計需要や調査環境の変化に応じた調査の改善の検討状況			別紙4参照		
統計調査結果の提供状況 ・ホームページ収録ファイル数 及びアクセス件数	ファイル数：約 130万件 アクセス件 数：約270万件	18年度	16年度	17年度	18年度
			ファイル 数：約99万3000件	ファイル 数：約99万6000件	ファイル 数：約101万8000件
			アクセス件 数：約304 万4000件	アクセス件 数：約370 万5000件	アクセス件 数：約321 万8000件
・統計データ・ポータルサイトのアクセス件数	アクセス件数 ：約90万件	18年度	アクセス件 数：約64万 3000件	アクセス件 数：約77万 3000件	アクセス件 数：約90万 5000件

(2) 平成18年度に目標年度を迎えた指標に係る目標値の達成状況

目標年度を迎えた半数以上の指標において目標値を達成できた。

(3) 目標の達成状況の分析

ア 有効性

統計行政の基本的事項の企画・立案、社会・経済の実態に対応した統計作成のための調整

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」等を踏まえ、平成19年通常国会に統計法案を国会に提出した（同年5月に成立）。

この統計法案においては、

- ・ 公的統計の整備に関する基本的な計画を閣議によって決定することを法定化する
- ・ 国民経済計算など、統計調査以外の方法によって作成される統計（加工統計、業務統計）も含め、公的統計全体を対象として、その作成・公表等に関する規定を整備する
- ・ 調査対象者の秘密の保護を図りつつ、社会の統計に対する多様なニーズに応えていくため、新たな利用形態の制度化等により統計データの利用を促進する

等によって、「社会の情報基盤」としての公的統計の体系的整備かつ効率的な整備、その有用性の確保を図ることとしているところであり、社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供のより一層有効かつ効率的な実施に向けた、統計制度改革の取組が順調に進んでいる。新たな統計法制度の施行に向けて、関係政省令の整備等、取組の継続が必要である。

統計調査に関する審査・調整は着実に実施されており、（1）で掲げたように、各調査について調査事項の体系化、報告者負担の軽減等の観点からの改善が図られている等、調整の成果が上がっている。

統計調査の円滑な実施のための実施体制の確保及び国民の協力の確保

「事業所・企業データベース」を使用して重複是正が図られた調査数の指標は、目標値（約20調査）を上回っている。なお、平成18年度は79調査について、重複是正の要否に関する確認作業を実施しており、総務省の取組は報告者の負担軽減に寄与していると考えられる。

事業所・企業データベースによる調査客体の重複是正は、報告者の負担軽減を目的として、個々の事業所・企業に対して、あらかじめ設定した1年間に実施することが可能な統計調査回数の上限值を超えた場合に行われる。

登録調査員を対象とした研修（登録調査員中央研修、登録調査員地域ブロック別研修）の受講者の満足度に係る指標については、目標値（80%）を上回っている。また、地方業務研修（中央研修）に係る指標は、目標値（100%）に達していないが、無回答だった者を除いて算出した場合、98.3%と、前年度（98.5%）と同水準であり、これらの研修は、統計調査の円滑かつ効率的な実施に向けた地方公共団体の職員及び統計調査員の資質向上という目的のために、一定の成果が上がっていると考えられる。

統計データ・グラフフェアの入場者を対象にしたアンケートにおける「今後統計調査に協力する」旨の回答をした者の割合についても、目標値にわずかに達していないが、無回答だった者を除いて算出した場合、85.7%となっており、統計調査に対する国民の理解促進による調査環境の整備という目的のため、これらの事業が有効であると認められる。ただし、新たな統計法制度への移行の機会をとらえ、より効果的なものとなるよう、国民の理解促進に向けた取組の充実を図ることが必要である。

統計データの利用の促進

現行の統計法における調査票の目的外使用制度では、統計調査に対する信頼を確保するため、原則として、行政機関や地方公共団体などによる行政目的の使用のみを認めており、民間研究者等については、行政機関等との共同研究の場合など、行政との関連性が認められる場合に限り、

調査票を使用して、それぞれの関心に応じた統計の作成等を行うことが認めてきた。平成19年通常国会に提出した統計法案(同年5月に成立)において、「社会の情報基盤」としての統計の有用性を確保する観点から、調査対象者の秘密の保護を図り、統計調査に対する信頼を確保しつつ、このような民間研究者等の統計利用のニーズに応えるため、匿名化措置を講じた新たな統計データの利用形態として、一般からの委託に応じた統計の作成、匿名データの作成・提供等を可能とする規定を盛り込んでいるところであり、統計データ利用促進に向けた取組が順調に進んでいる。新たな統計法制度の施行に向けて、関係政省令の整備等、取組の継続が必要である。

統計に関する国際協力の推進

各種国際会議等において、積極的に発言を行い議事に貢献する他、諸外国の統計行政の改善に資することを目的として我が国の統計制度改革に関する情報を諸外国に発信し、また、国連アジア太平洋統計研修所(千葉市所在)の運営を招請国として支援し、ESCAP(国連アジア太平洋経済社会委員会)域内等の諸国の統計家の育成に貢献するなど、統計に関する国際協力を着実に実施している。

国勢の基本に関する統計の作成

国勢の基本に関する統計の作成については、社会経済情勢と行政需要を踏まえた集計事項の充実、結果公表の早期化等を図っており、着実に実施されているものと判断される。なお、今後とも、統計需要や調査環境の変化に対応するため、統計制度改革の方向性を踏まえ、有識者による検討会等において引き続き調査方法の改善等幅広く検討を進める必要がある。

統計情報の的確な提供

提供する統計情報を継続的に充実させるとともに、目標値を概ね上回るアクセスを受けており、的確な情報提供を行っている。

なお、平成18年度の収録ファイル数は、経常的な調査結果や国勢調査などの周期的に実施される調査結果等の公表される統計数値や解説資料に加え、各種研究会の会議資料等、統計全般に係る資料や情報のホームページ上での提供拡大に伴い、着実に増加してきているが、電子政府構築計画に基づく最適化の取組を通じ、他の提供サイトと重複したファイルの削除等、ホームページ全体の整理・合理化を実施したことにより、既存のファイル数が減少し、目標値を下回る結果となっている。

以上のとおり、総務省の取組は、社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供を図る上で有効である。

イ 効率性

「統計調査の民間委託に係るガイドライン」(平成17年3月31日)を策定するなど、統計調査の効率的実施に資するため、民間委託を推進している。

平成18年3月末現在で415調査中292調査(70.4%)において、何らかの業務の民間委託が実施されている等、民間委託の推進に係る取組の成果が上がっているが、規制改革・民間開放推進

3か年計画（再改定）（平成18年3月31日閣議決定）等を踏まえ、統計調査の市場化テスト・民間開放を推進するため、統計調査の民間委託に係るガイドラインの改定等に向けた取組の継続が必要である。

また、家計調査について、パソコンを活用した審査方法の見直し等により結果の公表の早期化を行ったほか、政府統計の総合窓口である統計データ・ポータルサイトは毎年度経費を節減しつつアクセス件数15%以上増加という着実な伸びをみせているなど、国勢の基本に関する統計調査の実施・提供を効率的に行っている。

なお、分散型の統計機構の中であって、統計調査に関する審査・調整、統計調査の実施体制の確保等のための取組を、総務省において政府横断的に一元的に行うことは、各調査実施府省それぞれにおいて行う場合と比べて、調査間の整合性の確保、調査の重複の排除等、統計の体系的整備を図る上で効率的である。

以上のとおり、総務省の取組は、社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供を図る上で効率的である。

4 今後の課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
新たな統計法制度の施行に向けた取組が必要。	予算要求	新たな統計法制度の周知のための取組が必要。
	制度	新たな統計法制度の施行に向けた関係政省令の整備を行う。
	実施体制・事務のやり方等	新制度への円滑な移行に向けて、ガイドラインの整備等を行う。
規制改革・民間開放推進三か年計画（再改定）（平成18年3月31日閣議決定）等を踏まえ、統計行政に関する基本的事項の企画・立案、調整等を政府横断的に行う立場から、統計調査の市場化テスト・民間開放の実施に向けた取組を推進する。	予算要求	-
	制度	各指定統計調査の調査計画の策定を受けて、関係政令の整備を行う。
	実施体制・事務のやり方等	各府省の参考となるガイドラインの改定等、統計の正確性・信頼性の確保等のための取組の継続。

今後の課題	取組の方向性	
<p>国勢調査等の国勢の基本に関する統計調査を確実に実施するとともに、産業構造の変化等に対応した統計整備を進める。また、統計調査の民間開放について、実証的な検証の事前実施等、調査ごとの特性に応じた更なる具体的検討を推進することが必要。さらに、情報通信技術の活用を促進し、調査客体及び統計ユーザーの利便向上を図る。</p>	<p>予算要求</p>	<p>統計調査の実施・提供における更なる改善に伴う予算要求を行う。産業構造の変化等に対応した統計整備のため、また、各種検討会等の結論等を踏まえ、所要の措置を講じる。</p>
	<p>制度</p>	<p>必要に応じ関係省令の整備を行う。</p>
	<p>実施体制・事務のやり方等</p>	<p>産業構造の変化等に対応した統計整備のため、また、各種検討会等の結論等を踏まえ、所要の措置を講じる。</p>

5 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

統計審議会の各委員に対して評価書案を提示して意見を求めたところ、特段の指摘はなされなかった。(平成19年5月)

(2) 評価に使用した資料等

- ・「統計法制度に関する研究会報告書」(平成18年6月)
<http://www.stat.go.jp/info/kenkyu/seido/1-6.htm>
- ・「統計制度改革検討委員会報告」(平成18年6月)
<http://www.keizai-shimon.go.jp/special/statistics/index.html>
- ・「国勢調査の実施に関する有識者懇談会報告」(平成18年7月)
<http://www.stat.go.jp/info/kenkyu/kokusei/pdf/report.pdf>
- ・「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会報告」
<http://www.stat.go.jp/info/kenkyu/minkan/pdf/report.pdf>

「統計法制度の見直しの検討状況」の指標の状況(平成18年度)について

「統計制度改革検討委員会報告(平成18年6月)」「統計法制度に関する研究会報告書(平成18年6月)及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月閣議決定)を踏まえ、公的統計の整備に関する基本的な方針の制度化、統計データの利用拡大と秘密の保護、統計整備の「司令塔」機能の中核を成す組織として基本計画案等の調査審議や意見具申を行う統計委員会の設置等を内容とする統計法案を平成19年2月に閣議決定し、国会に提出した(同年5月に成立)。

「指定統計調査及び承認統計調査の審査による主な改善事例(負担軽減の観点からの改善事例を含む)」の指標の状況(平成18年度)について

作物統計調査(指定統計第37号を作成するための調査)において、かんしょ、てんさい及びさとうきびに係る予想収穫量調査の廃止、水稲以外の作物に係る作付面積調査及び収穫量調査に関し、調査対象品目等の削除、農協等関係団体への面接調査の往復郵送調査化、水稲以外の作物に係る収穫量調査に関し、実測調査の廃止・標本調査の導入に伴う調査票の簡素化及び調査事項の縮減をすることを承認した。

牛乳乳製品統計調査(指定統計第33号を作成するための調査)において、毎月実施する調査に関し、調査事項の簡素化を図り3枚の調査票を1枚にするとともに、把握する対象範囲の見直しを行い、調査対象数を454工場から423工場に縮減することを承認した。

船員労働統計調査(指定統計第90号を作成するための調査)中の一般船舶を対象とする調査において、従来、年2回の調査により把握した月間総労働時間のデータを基に、年間総労働時間の推計を行ってきたが、業務記録を基に年間総労働時間を一括把握することが可能となったことから、統計審議会の答申を踏まえ、調査を1回に縮減することについて承認し、調査の簡素化を図った。

観光立国の推進に向けた観光政策の基礎資料とすることを目的とした「宿泊旅行統計調査」(承認統計調査。経年で、居住地別・国籍別の宿泊者数等を月次単位で把握)を平成19年3月に承認し、観光統計体系の整備を推進した。

「国際会議等への参画状況及び成果」の指標の状況(平成18年度)について

平成18年10月のPARIS21/ESCAP東・北東アジア諸国のための統計の戦略的計画に関するハイレベルフォーラムに出席し、我が国の統計法制度改革に関して発表し、多くの関心や反響が寄せられ、高く評価された。

平成19年2月の国連統計委員会60周年記念セミナーに出席し、統計行政改善の最新の取り組みとして我が国の統計法制度改革に関して発表するとともに、2～3月の第38回国連統計委員会に出席し、委員国として議事に積極的に貢献。また、前回(平成18年3月)我が国が報告した、工業等に関する統計に係る改善勧告を実施するためのフォローアップ作業に貢献。

OECDの購買力平価プログラム(PPP)事業及び世界銀行の国際比較プログラム(ICP)世界事業に積極的に協力・参加。また、OECDのPPP事業の一環として、平成19年3月にOECD/PPP非ヨーロッパ諸国会合を我が国に招致し、東京で開催し、議事の運営にも積極的に関与し、貢献した。

「統計需要や調査環境の変化に応じた調査の改善の検討状況」の指標の
状況(平成18年度)について

統計調査員の安全確保対策

統計調査のよりの確な実施を図るための諸事項や具体事例への対応、応接困難事例への対応等を盛り込んだ「調査員事務指導用DVD」を作成・配布

消費者物価指数

基準改定実施。

ラスパイレス連鎖基準方式による指数及び総世帯指数を年次公表から月次公表へ変更。

「食料(酒類を除く)及びエネルギーを除く総合」、「情報通信費」、「エネルギー」を新規項目として追加。

家計調査

四半期結果の公表を3日程度早期化。

四半期結果の概況をホームページへ掲載。

国勢調査

国勢調査について、国民の理解と協力が得られ、正確に実施できる調査とする観点から、外部有識者から成る「国勢調査の実施に関する有識者懇談会」において検討を進め、平成18年7月に、調査方法等の改善の大きな道筋を示した報告書を取りまとめた。

統計調査の民間開放

統計調査の民間開放について、外部有識者からなる「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会」を開催し検討。(平成18年度は14回開催。平成19年4月に報告書を取りまとめた。)

「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定)に基づき、総務省所管の指定統計調査の民間開放に係る取組方針を「計画」として整理した。(平成18年10月)

平成19年度に実施する科学技術研究調査については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく民間競争入札を行った。